

第175回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 平成29年3月22日（水）午後1時30分～午後3時

2 場 所 ルポールみずほ 2階 桔梗の間

3 議事案件等

- (1) 議案第4号 仙北都市計画道路の変更について
- (2) 議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）
- (3) 議案第6号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）

4 出欠の状況

- (1) 出席委員（14人）
山口邦雄、高瀬俊作、渡邊綱平、木元慎一、谷川原郁子、佐藤由深子、東北地方整備局長代理 渡邊政義、東北運輸局長代理 木村和博、東北農政局長代理 齊藤学、秋田県警察本部長代理 阿部清喜、門脇光浩、北林康司、佐藤雄孝、沼谷純
- (2) 欠席委員（3人）
村田勝敬、鎌田康文、高橋猛

5 議事の概要等

(1) 資料確認、あいさつ

○山本幹事

定刻となりましたので、ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、資料の確認をさせていただきます。議案書はあらかじめお送りしていますが、本日は「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」の3枚の資料をお配りしています。以上につきまして、不足がございましたらお知らせいただければと思います。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部次長の佐藤幹事よりご挨拶申し上げます。

○佐藤幹事

建設部の次長の佐藤です。本来であれば当部の部長前佛がご挨拶申し上げますところですが、あいにく出張と重なりまして、代わって一言ご挨拶させていただきます。まずもって委員の皆さまには、この年度末という大変お忙しい中、秋田県都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、日ごろより、都市計画行政のみならず、県政全般につきましてご指導ご助言をいただき、心から御礼申し上げます。

さて、本審議会は、昨年10月に学識経験者の委員の皆さまの任期満了に伴い、改選が

ありました。このたび新たに委員をお引き受けいただいた皆さま、並びに、引き続き委員をお引き受けいただいた皆さま、改めましてありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。今後とも、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上、大変簡単ではありますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○山本幹事

続きまして、都市計画課長の石川幹事から、新たに委員にご就任いただいた皆さまをご紹介します。

○石川幹事

都市計画課長の石川です。学識経験者の委員の任期満了に伴い、新たに委員にご就任いただきました皆さまをご紹介します。

商工業の分野から、秋田商工会議所常議員で秋田中央交通株式会社代表取締役社長の渡邊綱平委員です。

○渡邊委員

渡邊です。よろしく申し上げます。

○石川幹事

建築の分野から、一級建築士の谷川原郁子委員です。

○谷川原委員

谷川原です。大館から参りました。よろしく申し上げます。

○石川幹事

経済の分野から、秋田経済研究所研究員の佐藤由深子委員です。

○佐藤委員

佐藤です。よろしく申し上げます。

○石川幹事

公募委員の鎌田康文委員ですが、本日は急遽所用により欠席されています。

また、人事異動により行政機関の委員につきましても変更がありました。秋田県警察本部長の扇沢昭宏委員ですが、本日は代理で、秋田県警察本部交通規制課の阿部清喜課長にご出席いただいています。

○阿部代理委員

阿部です。よろしく申し上げます。

○石川幹事

以上でご紹介を終わります。

(2) 会長選出等

○山本幹事

次に、会長の選任についてお諮りしたいと思います。

会長選出までの間、秋田県建設部次長の佐藤幹事が仮の議長を務めさせていただきます。

○佐藤幹事

それではしばらくの間、仮の議長を務めさせていただきます。

今回は、学識経験委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長を選任する必要があり、お諮りするものです。

本審議会の会長につきましては、秋田県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験委員のうちから委員の選挙によって定めることとされていますが、いかが取り計らいましょうか。

○木元委員

ご提案があります。これまで県立大学の山口委員に会長としてこの審議会を総理していただいていたのですが、引き続き今年度以降も山口委員にお願いしたいと思います。

○佐藤幹事

ただ今、木元委員より山口委員をご推薦いただきましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

○佐藤幹事

皆さまから異議なしとご同意をいただきましたので、山口委員に会長をお願いしたいと思います。

秋田県都市計画審議会運営規程第5条の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっております。以後の会議の進行は、山口会長にお願いします。

○山口会長

皆さま、こんにちは。秋田県立大学の山口です。また引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

審議に入る前に、会長代理の指名を行います。秋田県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長に事故があるときに会長の職務を代理する委員を、学識経験者の中から会長があらかじめ指名することになっています。

会長代理は、引き続き木元委員にお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

○木元委員

はい。

○山口会長

はい、それではよろしくお願いします。

(3) 開会、議案署名人指名

○山口会長

それでは、ただ今から第175回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席がありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることをご報告いたします。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づき、議事録署名委員の2名を指名させていただきます。今回の議事録署名委員は、高瀬委員と木元委員にお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

○高瀬委員

はい。

○木元委員

はい。

○山口会長

よろしく申し上げます。

(4) 報告事項

○山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

○山本幹事

ご報告します。議案書の表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しています。

まず、「議案第1号 能代都市計画道路の変更について」は、土砂崩落の危険性が高い箇所を避けたルートで都市計画道路と別ルートのバイパスが新たに計画されたことから、一部区間を廃止して起点位置を変更したものです。

本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を平成28年6月7日付け秋田県告示第381号で告示しています。

次に、議案第2号及び議案第3号の「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」であります。都市計画においてその位置が決定していない産業廃棄物処理施設については、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合に建築等ができることとされていることから、本審議会に付議したものです。

本審議会での答申を受けまして、議案第2号については、平成28年5月25日付けで特定行政庁秋田県知事から、議案第3号については、平成28年6月14日付けで特定行政庁秋田市長から、それぞれ許可されています。以上です。

○山口会長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何かご質問等ありますか。

【特に意見なし】

(5) 議案第4号 仙北都市計画道路の変更について

○山口会長

それでは議案に入ります。

なお、本日は、議案第5号及び議案第6号の審議にあたり必要と認められることから、秋田県都市計画審議会運営規程第7条の規定により、特定行政庁である秋田県から担当職員に出席していただいています。

それでは「議案第4号 仙北都市計画道路の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○近藤幹事

都市計画課、近藤と申します。よろしく申し上げます。パソコンを使用している説明ですので、前方のスクリーンをご覧ください。

議案第4号、仙北都市計画道路の変更について、説明します。

はじめに、仙北都市計画区域の概要です。仙北都市計画区域は、平成24年11月に角館都市計画区域と田沢湖都市計画区域を統合し、飛び地となっていますが、一つの都市計画区域として指定しています。今回の都市計画変更対象路線は、角館地域にあります。

次に、角館地域の都市計画道路の決定状況を説明します。角館都市計画区域は、昭和25年に決定されており、その2年後の昭和27年に、現在の国道105号である赤川通線と花場菅沢線の2路線が決定されています。その後、昭和40年にJR田沢湖線が盛岡まで開通することを契機として、昭和37年に中央線、大町通線、横町線を含む計8路線が決定されています。昭和63年には、角館伝統的建造物群保存地区の指定に併せて、武家屋敷通線ほか2路線を決定し、平成元年には、駅北線を決定しています。このように、角館地区の都市計画道路については、今から55年前の昭和37年にその大部分が決定されています。

次に、都市計画道路の整備状況ですが、黒が整備済み、黄色が未整備、赤色が事業中を示しています。角館駅周辺の部分が主に未整備区域となっています。全体の都市計画決定延長が、21,650m、整備済延長が、17,305mで、整備率は80%となっています。秋田県全体の都市計画道路の整備率が62%となっていることから、この角館地域については、他の都市と比べて高い整備率となっています。しかしながら、当初決定が今から55年前であるということで、未着手となっている道路については、長年にわたり民有地に建築制限をかけていることから、その見直しについて、平成22年度から仙北市において、調査・検討を進めてきたところです。

今回の審議会における変更対象路線は、街路番号3・4・1中央線、街路番号3・4・2大町通線、街路番号3・6・3花場菅沢線、街路番号3・4・6横町線の、以上4路線です。

次に、変更対象路線の内容について、個別に説明します。はじめに、中央線の都市計画決定経緯について説明します。当初決定は、先ほどお話ししたとおり、昭和37年に「中央線」として、角館駅前広場を起点に大町通線との交差点を終点として、直線的なバイパスとして、延長約478m、幅員16mで決定されています。その後、昭和62年に現道を拡幅するルートに変更し、延長約490m、幅員20mで変更されています。この20mの幅員については、当時昭和50年に国土交通省からの道路の標準幅員に関する基準（案）が示されており、その基準に従って変更したものです。その後、平成24年には、都市計画区域の統合により、仙北都市計画に名称を変更し、現在に至っています。

それでは、今回の変更案の概要について説明します。議案書4-3ページの図になります。今回は構造の変更で、車線数を新たに2車線に決定し、幅員を20mから16mに変更するとともに、幹線街路と平面交差3箇所を追記するものです。この車線数と交差の構造については、平成10年に都市計画法が改正され、それに伴い、都市計画変更の都度、順次、追加して決定しているものです。

次に中央線の幅員の変更について、説明します。変更前の20mの幅員構成です。車道が3.25m、停車帯2.25m、植樹帯として1.5m、自転車歩行者道が3mで、合計20mとなっています。これを、車道3m、停車帯1.5m、自転車歩行者道3.5mで、合計16mに変更するものです。このような道路の幅員などの構造に関しては、一般的技術的基準として、道路法の規定により道路構造令が定められています。この道路構造令を参酌して、都道府県道及び市町村道においては、各々の条例において基準を定めています。秋田県においても、平成24年から条例を施行しています。

また、都市計画運用指針においては、このような新たな基準に従い、都市計画決定及び変更を実施し、適合するよう定められています。これらの基準では、道路の区分として4種類に区分され、中央線については、都市部で高速自動車国道及び自動車専用道路以外のその他の道路として、第4種に該当します。また、第4種の道路においては、道路の種類ごと、計画交通量ごとに区分され、中央線については、都道府県道で、計画交通量一日当たり500台以上4,000台未満に該当することから、第3級に該当します。なお、中央線の計画交通量については、平成22年度に現況交通量と将来交通量を推計しており、現況の交通量は1日当たり500台となっています。また、平成42年の将来推計交通量は、1日当たり600台と予測しています。

このような道路の基準を定める条例等においては、各級の区分によって標準的な幅員が定められています。例えば第4種第1級であれば、車道が3.25m、第4種第2級及び

第3級では3mなど、道路の区分ごとに標準的な幅員等が定められているということで、今回の変更については、その標準的な幅員に変更するものです。幅員構成については先に説明したとおり、全幅員で16mへの変更となります。

議案書の4-4ページになります。角館駅前広場の境界を起点として、70mの区間は幅員20mで完成しており、その区間の幅員の変更はありません。完成している20m区間以外において、幅員を16mに変更するものです。次に、矢印の①及び②の現地状況を写真で紹介します。矢印①、角館駅から岩瀬町方向を見た写真です。右側に4.5mの歩道が一部区間完成しています。車道幅が6m、停車帯は各々1.5mとなっています。矢印②、中央線の間接部から岩瀬町方向を見た写真です。この区間は、歩道は整備されていません。全幅員が10m、車道幅が7m、停車帯は各々1.5mとなっています。2車線の車道は確保されているものの、歩道が整備されていない状況です。

次に、大町通線の都市計画決定の経緯について説明します。当初決定は、昭和37年に「大町通線」として、市街地の最南部から中央線、花場菅沢線と交差し、当時の国道46号の一部区間を含めて、延長約2,914m、幅員16mで決定されています。その後、昭和45年、平成6年に線形等を変更し、延長約2,650m、幅員16mで変更されています。その後、平成24年には、都市計画区域の統合により、仙北都市計画に名称を変更し、現在に至っています。

大町通線の整備状況です。計画延長が、2,650mのうち、整備延長が1,211mで、整備率が45.7%となっています。起点部の区間と、市街地中心部から旧国道46号の交差点部までの区間が未整備となっています。このため、大町通線の未着手区間について、必要性や実現性を検討しました。その結果、大町通線の起点部140m区間と、終点部の国道として整備済みの区間を含めて、1,280m区間を廃止することとしたものです。

今回の都市計画道路の見直しにあたって大きく影響を与えたのが、国道46号の角館バイパス6.1km間の開通です。平成19年、平成22年の一部区間の開通があり、平成25年に全線開通しています。この開通に伴い、角館地区での通過交通量が大幅に減少し、生活道路の安全性の向上や桜まつり等のイベント時の渋滞も改善されています。このような社会情勢の変化を踏まえ、大町通線について、見直しを検討したところです。

議案書4-5ページの計画図です。はじめに、大町通線の北側区間について説明します。北側の区間については、当該区間の通行を岩瀬北野線等が代替できること、また、仙北市角館地区の景観を活かしたまちづくりの方針が示されたことから、当該区間の1,280mを廃止するものです。はじめに代替性についてですが、昭和37年当時は、旧国道46号から角館市街地に流入する、あるいは流出する交通を処理する目的でしたが、国道46号のバイパスの開通により、角館地区への交通の流れが変化し、現況では、岩瀬北野線からの交通量が際だっています。現状においては、大町通線が担う機能が岩瀬北野線に代替されており、この利用状況は住民に定着しています。また、岩瀬北野線については、平成29年度には事業中の区間も完成することから、将来においても大町通線の代替機能が確保されるものと判断されます。

次に景観まちづくりについてですが、仙北市においては、平成27年6月に景観計画を策定しています。「歴史と文化、ひとが織り成す美しいふるさと、仙北」を目標に掲げ、田沢湖などの自然景観をはじめ、角館の歴史・文化の景観など、多様な景観を守り、育て、美しい仙北を創り上げることに取り組んでいます。特に、この角館地区においては、武家屋敷をはじめとする「重要伝統的建造物群保存地区」を含むエリアを、歴史・伝統重点エリアとして位置付け、将来的には景観形成重点地区として指定する候補地としています。この景観形成重点地区の候補地には、このように武家屋敷群が良好な歴史・文化景観を形成しており、仙北市においては、この大町通線の整備は、当地区の景観形成を改変するものであるため、当区間の廃止について合意しているものです。

現状では、大町通線と並列している市道山根線があり、住民の生活道路として利用されています。写真は、市道山根線を角館駅方向を見たものですが、車2台が交差できる幅員で整備されており、住民の生活交通としての機能は確保されています。車道で5.3m、

側溝を含めて6.3mが確保されています。このようなことから、大町通線の未着手区間及び整備済み区間の花場菅沢線から終点までの区間について、延長を減じるものです。

次に、起点部についてです。議案書4-5ページの計画図の右側になります。起点部の内容を説明します。この航空写真は、計画図を90度回転させて、上方向が北方向になります。昭和37年当時は、現況の農地においても都市的土地利用の拡大を見込んで、バイパス路線として計画されていましたが、都市的土地利用の拡大の可能性は低いと判断されること、また、生活道路として利用している市道岩瀬通3号線の幅員や利用形態から、当該区間を廃止しても影響がないと判断されることから、当該路線の起点の位置を岩瀬北野線の交差点に変更し、延長を減じるものです。写真は、市道岩瀬通3号線の状況です。センターラインはありませんが、舗装の幅が6mあり、車2台交差できる幅員が確保されています。岩瀬北野線と国道105号を結ぶ、生活道路としての機能が確保されているという状況です。

最後になりますけれども、街路番号3・6・3花場菅沢線と3・4・9横町線の変更です。これは、大町通線の廃止区間、花場菅沢線の終点交差点、横町線の完成区間の整合を図り、花場菅沢線と横町線を合体し、1路線の都市計画道路に変更するものです。議案書4-6ページの計画図です。このように、起点部の花場菅沢線と、終点部の横町線を一路線で結び、3・6・3横町菅沢線として決定するものです。

次に議案書4-2ページの変更対照表です。中央線については、車線数を2車線に、幅員を16mに、幹線街路と平面交差3箇所を追記しています。また、大町通線については、終点の位置を花場に、主な経過地を田町下丁他、延長を1,230m、車線数を2車線、また、幹線街路と平面交差5箇所を追記しています。横町菅沢線については、路線名を横町菅沢線に、終点の位置を仙北市角館町大風呂に、主な経過地を仙北市角館町横町他に、延長を1,420mに、構造形式を地表式に、車線数を2車線に、幅員を11mに、また、JR田沢湖線及び秋田内陸縦貫鉄道と平面交差1箇所、幹線街路と平面交差5箇所を追記しています。

変更対照表の構造形式について、説明します。都市計画運用指針では、構造形式については、嵩上げ式、堀割式、地下式及び地表式の4区分に定められています。嵩上げ式は、地表から5m以上の高さで、高架式の場合と盛土式の場合となっています。また、堀割式、地下式は図に示した構造の場合となります。それ以外の構造が地表式となっていて、今回はすべて地表式という記載になっています。

最後に今回の都市計画変更のスケジュールについて説明します。今回の都市計画変更に関する説明会については、平成23年1月12日に、仙北市の主催で、角館地区及び田沢湖地区の都市計画道路見直しに係る説明会を実施しています。その後、角館地区において、平成28年10月12日に県都市計画課と仙北市の合同で、都市計画変更の内容を説明しています。その後、仙北市に今回の変更案に対する意見聴取を実施し、仙北市からはこの案で異存ない旨の回答を頂いています。これを受け、平成29年1月31日から2月14日まで、法定の2週間縦覧を実施しました。意見書の提出はありませんでした。これらの手続きを経て、本日の審議会への付議となっています。

以上が議案第4号の説明です。ご審議、よろしく申し上げます。

○山口会長

はい、丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、仙北都市計画道路の変更について、何かご質問若しくはご意見等ありますか。

それでは私から。先ほどの一番最初の中央線の説明で、都市部で第4種第3級だという話がありましたね。これは交通量から出したわけですね。

○近藤幹事

はい。

○山口会長

それで、角館はそこそこ雪が降ると思うんですが、そういった雪の問題と道路構造令との関係はどうなっていますか。

○近藤幹事

堆雪帯は、今の停車帯と言われているところにどのように設置するかということになりますが、秋田県の標準では、堆雪帯は1.25mを標準として運用していきまして、今回の中央線は停車帯が1.5mとなります。雪については、まずはそちらの方に堆雪していただくというふうに考えています。

○山口会長

それからもう一点、私の方から。横町菅沢線の幅員11mということで、以前からこの路線は幅員が11mだったんですか。

○近藤幹事

そうです。現在の花場菅沢線が11mとなっています。横町線が幅員16mで完成していますが、総延長の割合で11mの部分が長いということで、代表幅員として11mという表示にしています。

○山口会長

その断面はどうなるんですか。私、都市計画やっていますけれども、11mというのはなかなか接してこなかったの。どのような断面になるんですか。

○近藤幹事

車道が3mで、路肩が1m、歩道が両側で1.5mとなります。こちらの花場菅沢線は昭和27年に一番最初に計画決定されているということで、整備する時期も一番早かったと思います。その当時の基準で完成しているという状況です。

○山口会長

11mで、歩道は両側に付くわけですね。

○近藤幹事

現在も両側に歩道が付いています。

○山口会長

付いている。なるほど、ありがとうございます。ちょっと気になりましたので。さて、皆さん方からいかがでしょうか。はい、渡邊委員。

○渡邊代理委員

一点だけ。中央線は、JR角館駅を経て武家屋敷に続く、エントランスのような大事な道路だという意識で見ているんですけども、説明では昔16mで、それがまた20mになって、また今回16mに戻るといふ、そういうことでよかったですか。

○近藤幹事

そうです。

○渡邊代理

幅員を少し狭くするというので、理由の説明があったかとは思いますが、今一度そこを教えてくださいませんか。

○近藤幹事

当初決定が16mで、その後20mに変更されています。その20mというのは、昭和50年に、国土交通省の方から、例えば幹線道路であって都道府県道であれば20mというような、標準的な幅員の基準が示されました。それに伴って、その当時一体的に変更したと思われます。その後、秋田県の条例等も制定した中で、そういった基準に適合させるようにするという運用指針もありまして、今回の見直しを契機として幅員を現在の基準に合致するよう定めたということになります。

○渡邊代理委員

要するに今現在における秋田県の基準に合わせる形で今回見直しをすると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○近藤幹事

そういうことです。

○渡邊代理委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○山口会長

ありがとうございます。他にいかかでしょうか。

事務局の説明できちんと理解ができたということでもよろしいですか。それでは議案第4号についての決を取りたいと思います。

本議案について賛成の方は挙手を願います。

【全員賛成】

○山口会長

ありがとうございます。それでは、本議案については原案どおり可決とします。

(6) 議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく施設の敷地の位置の決定について

議案第6号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく施設の敷地の位置の決定について

○山口会長

続きまして、「議案5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について」、事務局から説明をお願いします。

○亀山幹事

建築住宅課亀山と申します。よろしく申し上げます。

議案の説明ですが、議案第5号及び議案第6号は関連する議案のため、一括で説明をさせていただきますのですがよろしいでしょうか。

○山口会長

はい、どうぞ。

○亀山幹事

ありがとうございます。それではご説明します。スクリーンの方をご覧ください。

議案の説明に先だちまして、廃棄物処理施設を新設する場合の県の審査体制等についてご説明します。廃棄物処理施設を建築する場合、様々な法律に適合する必要がありますが、

主な法規制として廃棄物処理法と建築基準法があります。廃棄物処理法については環境部局が、建築基準法については建設部局が、それぞれ審査することになっていますが、県では許可手続きが円滑に進むように連携体制を構築しています。具体的には、各地域振興局の環境部局で設置許可申請を受理したときに、各地域振興局の建設部局に情報提供を行い、廃棄物処理法を扱う環境部局と建築基準法を扱う建設部局が足並みをそろえて、それぞれが所管する法律に基づき許可を行う体制にしております。スクリーンのオレンジが建設部局、緑の方が環境部局というフローとなります。

議案の廃棄物処理施設についての環境部局の審査の状況ですが、議案第5号の廃プラスチック類等処理施設及び議案第6号のがれき類処理施設は、事前協議を要しない施設に該当し、どちらの施設も平成29年2月20日付けで環境部局が設置許可申請書を受取り、3月14日付けで許可しています。

次に、建築基準法第51条許可についてですが、建設部局で審査する範囲は、スクリーンのオレンジのところの「判断要件」にあります、一つめとして「都市計画との整合性の確認」、二つめとして「敷地の周辺状況の確認」、三つめとして「環境部局で事前協議等が行われているかの確認」になります。本審議会においては、「判断要件」について確認をお願いします。なお、建築基準法で規定する防火、構造及び避難等の規定については、51条許可後に申請される建築確認の手続きにおいて、建築主事等が確認することになっています。

それでは、議案第5号及び議案第6号について一括でご説明します。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の事案です。議案第5号及び議案第6号とも、申請者は有限会社太陽環境保全代表取締役今野勇二郎です。申請施設は、議案第5号が廃プラスチック類等の破碎施設、議案第6号ががれき類の破碎施設となり、敷地が2か所に分かれていますので、2件の許可申請になっています。申請地はいずれも、大仙市花館字鶴田で大曲都市計画区域内にあり、廃棄物処理施設として業務を行うにあたり、建築基準法第51条許可を必要とするものです。

次に、各議案の産業廃棄物処理施設について、ご説明します。はじめに、議案第5号の処理施設ですが、これは廃プラスチック類や木くず等を破碎する施設です。廃プラスチック類については一日あたり20トン、木くずについては一日あたり31.4トンの処理能力を有する産業廃棄物処理施設です。廃プラスチック類と木くずは、破碎する機械は同じで、1時間あたりに処理できる体積は同じなのですが、廃プラスチックと木くずで比重が異なるため、トン数表示になると木くずの方が多く処理できることとなります。なお、稼働時間は8時から17時で、実作業時間は8時間となります。

続いて、議案第6号の処理施設ですが、これはがれき類を破碎する施設です。破碎機の能力が一時間あたり30トンで実作業時間が8時から17時の8時間であることから、一日あたり240トンの処理能力を有する産業廃棄物処理施設です。

それでは、資料5-4及び資料6-4で秋田県都市計画審議会に付議された理由についてご説明します。建築基準法第51条の規定では、都市計画区域内における卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、「その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物」は位置の制限を受けます。その他政令とは、「建築基準法施行令第130条の2の2」を指します。「建築基準法施行令第130条の2の2」二号イでは、廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までの産業廃棄物処理施設が位置の制限を受ける処理施設と規定されています。

次に、議案の施設が、廃棄物処理法施行令第7条に該当する理由です。議案第5号の処理施設は、廃プラスチック類や木くず等を破碎する施設であり、一日あたりの処理能力が5トンを超えるため、廃棄物処理法施行令第7条第7号が廃プラ、第8の2号が木くず、それぞれの廃棄物処理施設に該当しています。また、議案第6号の処理施設は、がれき類を破碎する施設であり、一日あたりの処理能力が5トンを超えるため、廃棄物処理法施行令第7条第8の2号の廃棄物処理施設に該当しています。以上から、いずれの施設も廃棄物処理法施行令第7条の廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。

今回計画している処理施設についてですが、申請者は、近接する3つの敷地でそれぞれ異なる産業廃棄物の処理施設を計画しています。スクリーン右上、これが議案6号のがれきり類処理施設。中央が、議案5号廃プラスチック類等施設。左下にあるのが、汚泥処理施設という計画になっています。このうち、汚泥処理施設については、汚泥の処理の方法が、汚泥に生石灰を混入し練り混ぜて固めて、汚泥を処理する施設であることから、先ほど説明した廃棄物処理法施行令7条の施設に該当しないことから、建築基準法第51条の位置の制限を受けないため、建築基準法第51条の許可が不要となっています。

次に、制限の緩和についてです。都市計画区域内の産業廃棄物処理施設は、都市計画で位置が決定しているか、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得るか、又は、建築基準法施行令で定める規模としなければならないものと規定されています。議案の2施設は都市計画で位置決定されたものではなく、建築基準法施行令で定める制限が緩和される規模についても、1～6号に該当する項目がないことから、建築基準法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。

続いて、秋田県都市計画審議会への付議の理由です。廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは、都市計画法第15条第1項第5号、同施行令第9条第2項第7号の規定により都道府県であることから、秋田県都市計画審議会の議を経ることが必要となります。以上のことから、建築基準法第51条ただし書きによる許可に係る手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議させていただくものです。

次に建築基準法第51条ただし書きの許可の概要についてご説明します。ここでは、許可の判断の要件として「都市計画との整合性」、「敷地の周辺状況」及び「環境部局の事前協議等の完了」の3点があります。

各要件の適合状況についてですが、はじめに、「都市計画との整合性」についてです。都市計画を定める大仙市から、大曲都市計画マスタープランにおいて、国道105号沿道については、開発を許容するエリアと農地を保全すべきエリアを明確にして、計画的な土地利用に努めることとしており、申請施設の建設についてはマスタープランで掲げる土地利用方針に則ったもので、都市計画上の利用方針との整合性において支障ないとの意見をいただいています。

次に、「敷地の周辺状況」についてです。前面道路幅員が幅員6m以上、13m～14mで大型車両通行に支障がないこと、及び、敷地から100mの範囲内に教育文化施設、医療施設、及び福祉施設がないことから、要件を満たしています。

最後に、「環境部局との事前協議等の完了」です。議案第5号及び議案第6号の処理施設については、環境部局で廃棄物処理法の許可申請を平成29年2月20日に受理し、廃棄物処理法上支障ないものと認め、3月14日付けで許可しています。以上から、建築基準法第51条許可の判断要件について、適合すると判断しています。

次に、資料5-6、及び、6-6の敷地の位置と都市計画についてです。敷地はいずれも大仙市花館字鶴田であり、国道105号沿線に位置しています。また、大曲都市計画の準工業地域に位置しています。

次にそれぞれの敷地の周辺状況についてご説明します。はじめに、議案第5号の廃プラスチック類等処理施設です。敷地の北西に国道105号があります。北東に空き店舗、南東には申請者である太陽環境保全等の会社があります。南西側には田園が位置しています。処理施設敷地の100m範囲内には教育文化施設、医療施設、福祉施設はなく、許可条件に合致しています。

次に、議案第6号のがれきり類処理施設です。敷地の北西に国道105号があり、北東に住宅及び休業中の公衆浴場、南東には田園があります。また、南西には車庫や店舗が位置しています。処理施設敷地の100m範囲内には教育文化施設、医療施設、福祉施設はなく、許可条件に合致しています。

続いて、資料5-7及び6-7の施設配置についてご説明します。はじめに議案第5号の廃プラスチック類処理施設です。配置図は資料5-7に掲載しています。敷地への出入り口は国道105号と建築基準法で認められた位置指定道路にそれぞれ1箇所計画しています。敷地内には、破砕機を収納する鉄骨造平屋建て、床面積1,069㎡の廃プラ破砕

施設棟を建築する計画になっています。施設については、資料5-8に平面図、5-9に立面図、5-10に断面図を掲載しています。また、スクリーンの写真ですが、現地写真①が位置指定道路側から撮影したもの、現地写真②が敷地の右上から撮影したもの、現地写真③が右下の指定道路から撮影したものになっています。

次に、議案第6号のがれき類処理施設です。配置図は資料6-7に掲載しています。敷地への出入り口は国道105号に2箇所計画しています。敷地内には、画面左下に破砕機を収納する鉄骨造平屋建て、床面積1,117㎡のがれき保管破砕施設棟を配置し、画面右上に破砕した再生材を保管する鉄骨造平屋建て、床面積825㎡のがれき再生材保管施設棟を建築する計画になっています。施設については、資料6-8から6-10にがれき保管破砕施設棟の平面図、立面図、断面図を、資料6-11から6-13にがれき再生材保管施設棟の平面図、立面図、断面図を掲載しています。スクリーンの写真ですが、現地写真①が敷地左上から撮影したもの、現地写真②が敷地右上から撮影したもの、現地写真③が敷地右側上から撮影したものになっています。

次に、各処理施設の処理フローについてご説明します。はじめに議案第5号の廃プラスチック類処理施設です。スクリーン平面図では右側が国道105号側になります。受け入れた、廃プラスチック、紙くず、木くずを、検量、検収して、それぞれの仮置き場所に荷卸します。木くずについては、ボルト等の不適合物を取り除き、破砕機で破砕します。破砕後、重機に取り付けた磁選機と言われる、磁石のようなもので金属くずを取り除きます。金属くずを取り除いた木くずはふるいにかけて、チップ、おが粉やRPFという原料として搬出されます。廃プラスチック及び紙くずについては、前処理選別後、破砕機で破砕し、燃料の材料であるRPFの原料として搬出されます。なお、商品にならないものについては、最終処分場に運搬され処分されるというフローになっています。これは、燃料化されたRPFはこのようなかたちで製品化させるというものです。

次に、議案第6号のがれき類処理施設の処理フローです。スクリーンの平面図、左側が国道105号側となります。受け入れた、がれき、ガラス陶器類、および金属くずを、検量、検収して、各々の仮置き場所に荷卸します。次に、鉄筋等の不適合物を取り除き、破砕機で破砕します。破砕後、磁選機により金属くずを取り除きます。破砕したがれき類はふるいにかけて、再生砕石となり、敷地内別棟の保管施設に搬出され、保管されるというフローになります。

最後に、参考として環境部局の審査についてです。議案第5号の廃プラスチック類等処理施設及び議案第6号のがれき類処理施設は事前協議を要しない施設に該当し、平成29年2月20日に環境部局が設置許可申請書を受理しています。審査項目の概要については、「立地に関する基準」として、施設の敷地境界から100m以内に学校等の施設がないこと等を確認することになっています。なお、申請者は、敷地境界から500mの範囲にある4つの町内会に計画の事前説明を行っており、計画についての同意を得ています。「構造に関する基準」として、騒音・振動等について、敷地境界線上で規定値の65デジベル以下であることを確認することになっています。「維持管理に関する基準」として、施設内での消火器の設置など、防火体制について確認することになっています。「能力に関する基準」としては、所定の資格者の配置等を確認することになっています。

議案の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○山口会長

はい、ありがとうございました。

かなり法令的に深いところの説明があつて、かつ、テクニカルな話が多くてすべてを全部理解するというのはなかなか大変だと思います。むしろ、皆さんのご専門の領域の中で、ここはどうなんだろうかという、率直な、素朴な質問でもチェック機能としてはいいと思うんですが、何かありましたらお願いします。

はい、佐藤委員お願いします。

○佐藤（雄）委員

国道105号には車屋やコンビニなどの商業施設や住宅がかなりあります。私が懸念しているのは、こういう施設から出る粉じんやゴミです。この3つの施設ですけれども、この施設棟というのは、ある程度そういう粉じんやゴミが周辺に支障がないのでしょうか。施設棟がかなり密閉されていればいいんですけれども、周囲に住宅やパチンコ店とかいろいろあって、風向きによってはそういうゴミが住宅とか車とかに支障のある施設なのかどうか、そのあたりはどうなっていますか。

○山口会長

施設立地に伴う、環境影響とか環境対策のご質問だと思います。

○亀山幹事

今回の施設は、すべて建物内での作業、保管ということになります。ですので、作業をするときは、建物内では粉じんは発生しますけれども、なるべく出ないようにしています。今回の施設は、敷地内の外部で作業及び材料の保管とかはないことから、粉じん等は少ないかと思われます。

○山口会長

はい、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤（雄）委員

ストックするヤードの話も先ほど出ましたけれども、処理して乾燥したものが風によってまた飛び散るとか舞い上がるとか、そういう懸念はどうですか。

○山口会長

はい、いかがでしょうか。

○亀山幹事

外にはストックしないということですので、そういうことからゴミとかは出ないと思われます。

○佐藤（雄）委員

そうすれば、ストックヤードをちゃんと設置して、その中でストックするという理解でよろしいですか。

○亀山幹事

はい、そういうことになります。がれき処理施設の方も、がれき処理後は、同じ敷地内にある保管倉庫に保管されて、製品として搬出されるということになります。

○山口会長

以前にもこういう議論をしたときに確認したと思うんですが、都市計画審議会では、この51条ただし書の議案のときには、都市計画との整合性、周辺状況の確認、あとは環境部局のプロセスのチェックだと思うんです。今ご質問があったのは、環境部局の方で十分チェックそれはされているのか、という話ではなかったかなと思います。ですから、都市計画の担当者が大丈夫だと思いますというより、環境部局から大丈夫と聞いていいという方が、適切な受け方ではないのでしょうか。そういう環境に関する問題は都市計画としては責任を持ってないと思いますが、いかがでしょうか。

○亀山幹事

はい、そのとおりです。環境部局の方で、そのような観点から審査しているということで、私どもの方では確認をしています。

○山口会長

責任のなすり合いとかではなくて、やはりどこの部局の責任になるかということを確認にして、それで確認していかないといけないでしょう。我々はオールマイティではないので、そのあたりを少しコメントしておきたいと思いました。

他にいかがでしょうか。はい、高瀬委員お願いします。

○高瀬委員

建物が箱ものだという説明がありましたけれども、この敷地面積が無駄なくらい大きいのはどういうことなんでしょうか。つまり、使う建物の建築場所は少ししかないのに、それだけのスペースが果たして必要なのかという問題はどのようになっているんですか。それから、敷地や道路は舗装するとか。

○山口会長

はい、どうぞ。

○亀山幹事

敷地内は舗装です。雨水とかの処理があるので、舗装して側溝が入って排水を処理します。建物に対して敷地がちょっと大きいと感じるのは、騒音とか振動とかの問題もあります。これも環境部局の話なんですけれども、先ほどご説明しましたが、この準工業地域であれば、日中8時から夕方5時までの騒音のレベルが敷地境界線上で65デシベル以下にならなければいけないということになっています。建物内から発生した騒音が敷地境界まで行く間にある程度減衰しますので、広く、比較的余裕のあるかたちで敷地が取られていると思われます。

○山口会長

高瀬委員、どうぞ。

○高瀬委員

周りに田やまだ開発されていない土地があるんですけれども、例えばこの施設の隣に別の事業者が来た場合、道路から離れているから騒音は道路の方には来ないけれども、すぐ隣の敷地で境界にぴったりくっついてしまうということになると、隣に新しく来る事業者には騒音が行くのでないかなと感じました。

○山口会長

はい、いかがでしょうか。

○亀山幹事

敷地境界の騒音は、四方すべて、どこの位置で測っても65デシベル以下になるようになっていますので、建物と隣の敷地が近いところでも、境界線上では65デシベル以下に抑えなければいけないということになります。

○高瀬委員

それだと、敷地面積はそんなに大きくなくてもいいんじゃないですか。

○亀山幹事

あとは、搬入トラックの待機場所とかという面もあります。道路に交通渋滞等を起こすこともできませんので、ある程度のトラックや大型車両とかも入れるような敷地は必要だと思っています。

○山口会長

ありがとうございます。はい、それでは沼谷委員お願いします。

○沼谷委員

二点確認させてください。今回は、都市計画上支障がないと認める場合ということでしたし書によっての許可申請ですけれども、逆にこのような産廃施設が、都市計画上支障がある場合というのはどういう場合が想定されるのかという点が一点です。それから、これは大仙市の方で収受していますから、おそらく大仙市の方で聞き取りされているのかと思いますが、この2つの施設を新たに建設するということは、新たに事業を開始か拡大するんだと思います。現在この3つの施設の土地が飛び地になっていますけれども、この土地はこの許可申請者の土地なのかどうか、権利関係だけ確認させてください。この二点です。

○山口会長

はい、どうぞ。

○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

県建築住宅課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

一点目の都市計画上許可できない場合ですけれども、最初にご説明した一枚目の資料をスクリーンに出しています。このオレンジの左側の部分、この「判断要件」に抵触してしまうのであれば、許可できないこととなります。具体的には、「都市計画との整合性の確認」ですが、基本的には用途が工業系の地域でないと許可できない、という取り決めをしまして、仮に住居系の地域にこういうものを建てたいということがあれば支障があるということになります。また、「敷地の周辺状況」ということで、敷地の100m以内に教育文化施設や医療施設があるとだめですよ、という条件を設けています。そのため、周りに病院が張り付いているような敷地では許可できないこととなります。

二点目の権利関係ですけれども、これは申請者から聞いた話で、用地を購入して新たに計画していると聞いています。

○山口会長

沼谷委員、どうぞ。

○沼谷委員

すでもう購入済みですかね。そうすると、許可が出ないということのあるなしは別にして、許可が出てから購入ということが普通かなと思ったんですが、そのあたりはどうですか。

○鈴木建築住宅課主査（秋田県）

これも申請者か聞いている話で、現在この申請者は大仙市神岡において、今回の申請と同様に、汚泥ですとかがれき、廃プラの破碎施設を営んでいるんですが、今回移転しなければいけない事情がありまして、大仙市の旧大曲に移転するというので、土地を求めて計画していると聞いています。

○山口会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。はい、谷川原委員、お願いします。

○谷川原委員

廃プラスチックは、そこに絶えず循環しているのでしょうか。搬入があって排出があって、保管しないで絶えず循環しているものになっているのですか。あと、コンクリート等の破碎の方で、建物の中は粉じんと音がすごいと思うんですが、中で働いている人たちはどういう状態で、健康維持というか環境維持されているのか分かりますか。

○亀山幹事

廃プラの製品の循環ですけれども、議案第5号の処理施設の方でRPFの原料とおが粉の原料ができます。この施設の裏手に、現在も申請者の工場があるんですけれども、その原料をそちらの方に持って行って、今度はRPFの製品としてそちらで加工して搬出することになっています。ですので、できたものはすぐ工場に持って行って搬出することになります。

がれきの破碎の方は、粉じんが出るということで、場合によっては内部で散水しながら作業をするということでした。そうすると今度は水が出るんですが、その水も外へ出すことなく、この会社で持っているバキュームで全部吸い出して、汚泥処理施設の方でその水は処理するということでした。

○谷川原委員

そうすると、外には一切出ないということになりますか。

○亀山幹事

そうです。粉じんと散水した水等は外へは出さないようにするということでした。

○山口会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

私から一点だけ。そもそも論で、建築基準法第51条で、まず原則は都市計画決定しなさいです。ただし、ということで、これはできる論ですよ。原則都市計画決定するんだけれども、ただし都市計画審議会の議を経たらいいですよという構造になっていて、以前の審議会でもこれをお聞きしたことがあったんですが、今回の場合あえて都市計画決定しない、ただし書を使うのはどういう理由からなんですか。以前は、その案件の事情の中でのなるほどなと理解した記憶があるんですが。

○近藤幹事

産業廃棄物処理施設については、民間事業者の場合、非常に事業が流動的なものですから、都市計画施設としての位置付けというところは民間事業者では実施していなくて、公的な処理施設であれば当然ながら決定しているという状況です。

○山口会長

ただし、都市計画法では公民問わず都市施設で決定するものを挙げていて、それは必ずしなければならないというのは分かっています。県立大学も由利本荘市になったんですが、場所的には学生が非常に苦勞していて、やはり都市計画で決定しないと後々いろいろな問題が残るという可能性があると思うんです。民間の事業だから流動的だという説明はよく分かるんですが、一定規模以上とか何らかの基準で、やはり都市計画決定すべきではないかなと思います。これは、この審議会の会長ではなくて私個人の考え方なんですが、そのあたりを今後どのようなかたちにするのかという考えはありますか。

○石川幹事

産業廃棄物処理施設は、必ずしも都市施設として都市計画決定しなければならないということではなくて、建築基準法第51条ただし書を適用するかのいずれかであるという、二者択一になっています。それから、そういうものを都市計画決定する場合の指針ということで、国の方から、都市計画の運用指針というものが示されていて、その中では、恒久的かつ広域的なものについては都市計画決定することが望ましい、という考え方が示されています。そこで、私ども県として、この産業廃棄物処理施設を決定する際にやはり一番問題になるのが、恒久的という部分です。そして、その位置でなければいけない必然性、そのあたりの合理的な理由という部分でなかなか難しいものがあります。例えば、環境部

局の上位計画等で、一定のエリアを産業廃棄物処理施設等の処理エリアにする、というようなかたちでの位置付けがなされていれば、それを一つの根拠にすることもあるんですけども、先ほど言いましたとおり民業という部分もあります。当然、産業廃棄物処理施設側も一定の継続性と安定性が求められますので、すぐ倒産したりするような会社であれば、それはもちろん困るわけですけども、都市施設となれば、さらにもっと長い恒久性というものを要求されるのではないかと考えています。ただし、会長がおっしゃられるとおり、国の方でも同じような見解が示されてますので、その規模や恒久性については、その案件ごとに、こちらも考えながら、地元の市町村やら住民の意見を聞きながら、都市施設として決定すべきか、ただし書を決定すべきかというのを検討していかなければいけないのではないかというふうに思っています。

○山口会長

なるほど、よく分かりました。率直に言って、恒久性というのは今の時代ほとんど難しいと思います。都市計画道路も今回議案のように廃止したりとか、時代に合わせて変えていくわけです。私が学生のときに、都市計画は100年の計と教わりました。確かに長期的に考えなくてはいけないんですが、かと言ってそれを追求したら都市計画ができなくなる時代で、むしろ先ほど説明された広域性の観点からすべきか、あるいは規模の要件や何かそのあたりで今後国がどういう考えを持っていて、じゃあ県はどうするのかということですね。やはり県オリジナルな都市計画があっていいと思うんです。そうしないと、もう県は生き残っていきませんから。霞ヶ関の話も聞いていても責任とってくれませんから、そのあたりを今後もし都市計画の方で検討していただければ、類似の議論が出たときに、これはこういう整理をしているからこうなんです、というきれいな納得ができると思うので、ちょっとご検討いただければありがたいと思います。

○石川幹事

はい。検討課題として承ります。

○山口会長

結構です、はい。他にいかがでしょうか。木元委員、お願いします。

○木元委員

今の議論に関連してなんですが、おそらく県の環境部局の方は、能代産廃の一件がトラウマになっている可能性が非常に高いと思います。能代産廃はご存じのとおり、経営が軟弱で何でも受け入れた。そして処理ができなくなって、最終的には破産した。それで、最終処理については、県の方で年間数億円以上出して今だに続いているという状況です。私もあの事件では県の方と一緒に協力させていただいて処理したんですが、本当にすごいあり様で、本当に民間企業の中でも軟弱な経営基盤で、経営基盤がないに等しいくらいいい加減な経営状態でした。あれがおそらくトラウマになっているような気がします。

○山口委員

ありがとうございました。事業体制は環境部局でチェックするんですよね。

○石川幹事

建設業の業の許可という部分と、施設の設置の許可というふたつありまして、その中でも、業の部分については資力信用というかたちでチェックされると聞いています。

○山口会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。北林委員、首をかしげておられますけれども。

○北林委員

何かやはり、この我々がここでよしとするというのは、ちょっと引かかる感じがするんですよね。大仙市は問題なかったわけですか。

○亀山幹事

はい、問題ないということで意見をいただいています。

○北林委員

ただ、先ほど高瀬委員か誰かがお話ししたとおり、その周辺に建物が変にどんどん来るときがあるんですね。それが後になってから問題になる。例えば、かつて小畑県政のころに新屋あたりに県で作った福祉施設なんかも、そうなんですよね。後になったらどんどん住宅が建ってきて、ああでもないこうでもないという話が出てきて。悪いけれども、こういうものはそういう懸念があるね。まして国道のそばでしょう。

○山口会長

おそらく今のは土地利用規制の話で、本来はマスタープランで相当に細かく指針的に述べていけば、マスタープランとの適合性というので出てくると思うんですが、なかなかマスタープランで詳細なことまでは。

○北林委員

そこまでは来ないでしょう。

○山口会長

ええ、方針化できないいろいろな諸事情の中で、結果として悪くなったら変な話になるというご指摘だったと思います。これは、これからの都市計画行政のやはり重要なポイントだと私も思っています。

他にいかがでしょうか。今のご発言もきちんと記録に残して、今後の検討に活かすとか一度検証されるということになると思います。保留とか、そういう意思表示の仕方もあるかもしれませんけれども。

他にないようでしたら順番に決を採っていきますけれども、よろしいですか。それではまず第5号議案の廃プラスチックの処理施設のただし書許可について、賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成多数】

○山口会長

はい、ありがとうございます。多くの方が挙手していただきましたので、可決とします。それから6号議案のがれき等の処理施設について、これの決をとります。賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成多数】

○山口会長

はい、ありがとうございました。基本的に両案件とも可決されましたが、反対かどうかも含めて保留された方が議案第5号では1名、議案第6号では2名いたということは記録に残しておいてください。

以上で本日の案件、3件の審議を終えることができました。この案件に関わらず、何かこの場でコメントしたいことはありますか。よろしいですか。それでは以上をもちまして本日の審議、すべて終了しました。その他事務局の方からお願いします。

○山本幹事

事務局の方からは特にありません。

○山口会長

はい。それでは、これで第175回秋田県都市計画審議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。